

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊警第360号

令和3年3月19日

「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の策定について（通達）

県警察においては、これまで次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく特定事業主行動計画として「女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプラン（前期）」を策定し、全ての職員が個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに取り組んできたところである。

この度、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を始め、これまでの取組の検証、職員のニーズ等を踏まえて、男性職員の家庭生活への関わりの促進に関する数値目標の設定、全警察官に占める女性警察官の割合に関する数値目標の引上げ等の必要な見直しを行い、新たな特定事業主行動計画として別添「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」（以下「取組計画」という。）を策定し、働き方改革の推進等を通じて職員一人一人の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を図ることにより、女性活躍の推進と全ての職員がやりがいを持って働き続けられる職場づくりに取り組んでいくこととした。

各位においては、取組計画の趣旨を踏まえて、取組計画に掲げたワークライフバランス等の推進のための取組等を推進されたい。

※ 別添（略）